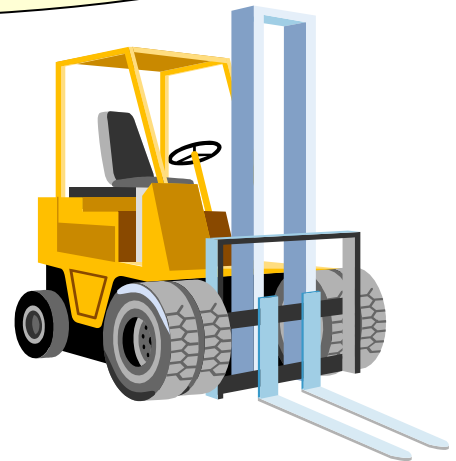


しんきん機械担保ローン

(興銀リース(株)保証付)

工作機械・鍛圧機械・建設機械・車両など、
興銀リース(株)が適格と認める機械を担保に
事業資金をご利用いただけます。



この街と生きていく

にいかわ信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/niikawa/>

しんきん機械担保ローン

平成 23 年 11 月 1 日現在

商 品 名	しんきん機械担保ローン（興銀リース㈱保証付）
ご利用いただける方	興銀リース㈱が適格と認める機械を興銀リース㈱に譲渡担保として提供し、興銀リース㈱の保証が受けられる法人および個人事業主の方（個人事業主は車両担保のみ）
お 使 い み ち	健全な事業資金 譲渡担保として提供される機械をご購入される資金
ご融資金額	5 百万円以上 1 億円以下（1 百万円単位）
ご利用期間	5 年以内
ご融資利率	当庫所定の金利となります。詳細は窓口までお問合せください。
ご返済方法	毎月元金均等返済（据置のお取扱いはできません）
保証人	法人の場合 原則、代表者とします。 個人事業主の場合 原則、実質的に経営に関与されている方 （但し、保証会社が認めた場合は不要とすることができます）
担保・損害保険	対象機械に興銀リース㈱が譲渡担保を設定させていただきます。 （対象となる機械：工作・加工・鍛圧・印刷・建設・土木・運搬・射出成形機械・車両などのうち、保証会社が認めるものとします） なお、担保物件となる機械には動産総合保険に加入していただき、興銀リース㈱を質権者とする質権を設定させていただきます。
保証・保証料	興銀リース㈱の保証付とし、保証料は同社所定の保証料（保証料率 2. 0 %程度）を融資実行時一括払いにてご負担いただきます。
手数料等	譲渡担保設定登記費用のほか、担保機械査定料（融資1件あたり70,000円）が必要となります。詳しくは窓口へお問合せください。
ご用意いただく書類	決算書 3 期分、法人税、所得税および消費税の納税証明書 該当機械に関する資料（見積書、カタログ、写真、図面など）
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは本部コンプライアンス室（9 時～17 時、電話：0765-24-1916）までお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室若しくは全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。
その他	融資金は契約者口座に一旦入金させていただきます。 お申込みの際は事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。